

令和2年度～ 放課後支援事業を充実 江東きっずクラブの開室時間・利用料などを変更



平成31年3月に策定した「放課後こどもプラン」の取組方針に基づき、令和2年4月からきっずクラブ・学童クラブ事業の質的向上、効果的・効率的な運営を図ります。きっずクラブの利用時間と利用料を変更し、児童の安心・安全につながる入退室管理システムを導入します。B登録の募集は12月から受付開始です。詳細は2面をご覧ください。

きっずクラブB登録の募集の詳細は2面をご覧ください

学童クラブもきっずクラブに名称変更

区の放課後事業の総称を「きっずクラブ」とし、きっずクラブB登録と同一内容の運営をしている学童クラブの名称をきっずクラブに統一します。

A登録の利用時間・利用料を変更(表1)

閉室時間を17時とし、学校休業日の開室時間は、9時からにします。また、利用時間の短縮に伴い、利用料を年額500円にします。

A登録利用者にスポット利用を導入(表1)

保護者の就労等の突発的な事情に合わせるため、A登録利用者向けにB登録と同様の時間を一時的に利用できる「スポット利用」を導入します。利用料は、日額500円(上限月額6,000円)です。

B登録の利用時間・利用料を変更(表2・3)

利用実態等を踏まえ、学校休業日の開室時間は、8時とし、保留児童が発生する見込みが高いきっずクラブの近隣学童クラブの閉室時間を19時にします。また、利用時間の延長等に伴い、利用料を月額5,000円にします。

土曜江東きっずクラブを再編(表4)

A・B登録利用者を対象とした居場所の提供を目的とした事業から、B登録利用者を対象とした家庭に代わる生活の場の提供を目的とした事業にします。また、開設場所も14か所となります。

入退室管理システムを導入

入退室時に児童がカードをかざすと保護者にメールが届く、入退室管理システムをきっずクラブ、土曜江東きっずクラブで導入します。それに伴い、出欠管理の方法を見直します。

☎ 地域教育課放課後支援係 ☎3647-9308、FAX3647-9274

きっずクラブA登録

全児童向けで、小学校内の空き教室等において、自主的な遊び・学びの場を提供し、児童の活動を見守る事業です。

きっずクラブB登録

保護者が就労等で日中家庭にいない世帯の児童に対し、保護者に代わり生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

表1 A登録の利用時間・利用料の変更



表2 B登録の利用時間・利用料の変更

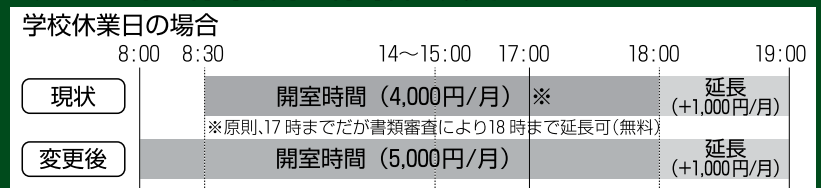


表3 閉室時間19:00のきっずクラブ一覧

| | |
|-------|---------|
| 平野児童館 | 千田児童館 |
| 豊洲三丁目 | 東陽児童館 |
| 豊洲四丁目 | 亀戸児童館 |
| 東雲第二 | 浅間竪川 |
| 東雲児童館 | 大島第二児童館 |
| 東雲第三 | 南砂児童館 |
| 辰巳児童館 | 南砂六丁目 |

表4 土曜江東きっずクラブ一覧

| | |
|-------|---------|
| 平野児童館 | 東陽児童館 |
| 深川 | 亀戸児童館 |
| 豊洲四丁目 | 浅間竪川 |
| 東雲児童館 | 大島第二児童館 |
| 潮見 | 三大 |
| 千田児童館 | 南砂児童館 |
| 平久 | 南砂六丁目 |

11月11日(月) 日直